

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p><b>【議案書読み上げ】</b></p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1の案件について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の河野和昭推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推4番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、4月22日に小谷野伸一委員、保谷剛正推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は、大字下川崎字東原地内でございます。</p> <p>畑3筆2, 621㎡、農地の現況は畑で保全管理されております。</p> <p>譲受人は農業経営の拡大のために申請されるということです。</p> <p>譲受人の所有地については全て耕作されており、じゃがいも、里芋など露地野菜を中心に作付けしております。</p> <p>譲受人からは申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではじゃがいも、里芋など露地野菜を作付けするということです。</p> <p>以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、河野和昭推進委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、大字下川崎にて農業経営を行っており、その農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。</p> <p>なお、譲受人は令和3年1月付で許可がありました、大字下川崎地内に</p>

ある生活クラブ事業連合が敷地拡張された際の譲渡人の1人であり、今回はその代替地として取得するものです。

譲受人は、米、ネギ、ジャガイモ、サトイモを作付けしております。

所有地10,002㎡については、適正に管理されております。

通作に関してですが、自宅から自動車で5分のところにありますので、容易にできると考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和3年4月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました小谷野伸一委員何かございますか。

8番

河野和昭推進委員の説明のとおりです。

議長

同行して現地調査していただきました保谷剛正推進委員何かございますか。

推6番

河野和昭推進委員の説明のとおりです。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請

の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

**【全員挙手】**

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。  
続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について審議いたします。  
地区担当委員の内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推1番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、4月23日に吉田勝紀委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、大字上直竹下分字下間野地内でございます。  
畑1筆548㎡、農地の現況は保全管理されております。  
譲受人は農業経営の拡大のために申請されるということです。  
譲受人の所有地については全て耕作されており、じゃがいも、大根、白菜など露地野菜とみかん、ゆずを作付けしております。  
譲受人からは申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではみかん、ゆずなどの柑橘類を作付けするということです。  
また、通作については自宅から車で5分程度とのことです。  
以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思えます。  
説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について補足説明いたします。  
申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。  
現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。  
譲受人は、大字上直竹上分にて農業経営を行っており、その農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。  
譲受人は、大根、白菜等の露地野菜他、柚子、柿、みかん等を作付けしております。  
所有地4,529㎡および借入地597㎡については、適正に管理されております。  
通作に関してですが、自宅から自動車で5分のところにありますので、容

易にできると考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。申請年月日は、令和3年4月5日、同日農業委員会受付となっています。次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、小型バックホー1台、小型運搬車2台、小型耕うん機1台を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

3番

申請地は、山際の土地のようですが、獣害などの対策は考えているのですか。

議長

申請人の既存の農地を確認すると、獣害対策については特に問題はないと思います。

議長

その他、ご意見、ご質問ございますか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。

推9番

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について審議いたします。

地区担当委員の吉田彰宏推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、4月21日に江原良弘委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、大字上名栗字小殿道下地内でございます。

畑1筆322㎡、農地の現況は3分の1については作付けされており、残りの農地についても保全管理されております。

譲受人は農業経営の拡大のために申請されるということです。

譲受人の所有地については全て耕作されており、じゃがいも、さつまいもなど露地野菜を中心に作付けしております。

譲受人からは申請地における作付け計画書が提出されており、計画では人参、エンドウ豆、玉ねぎ、ピーマン等を作付けするということです。

また、通作については自宅と隣接しておりますので、特に問題はありません。

以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思えます。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、吉田彰宏推進委員の説明のとおりです。

譲受人は、大字上名栗にて農業経営を行っており、その農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。

譲受人は、じゃがいも、さつまいもを作付けしております。

所有地479㎡については、適正に管理されております。

通作に関してですが、譲受人の自宅と隣接しておりますので、容易にできると考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和3年4月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機2台、刈払機1台を所有して

おります。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました江原良弘委員何かございますか。

4番

吉田彰宏推進委員の説明のとおりです。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。

3番

飯能市で、獣害の被害はどのくらい出ているのですか。

事務局

獣害被害の規模としては、横這いとなっております。

議長

その他、ご意見、ご質問ございますか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。  
続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたします。  
それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

なお、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5については、申請人の申し立てにより取下げとなっております。

説明は以上です。

議長

それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員の古谷英紀推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推5番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、4月21日に大久保博司委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は大字落合字松葉地内にございます。

農地の現状は、特に作付けはされておりませんが、低い草が生えているだけで問題ないと思います。

現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、古谷英紀推進委員の説明のとおりです。

申請人は、大字落合地内で税理士事務所を経営しております。

申請人は既存敷地内に駐車場を設けておりますが、従業員及び顧客の車両のスペースが手狭になっており、また、来客時に車の転回スペースがありません。そのため、申請地を既存敷地の拡張のために申請をされるものです。

申請年月日は、令和3年4月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

農地区分は、大字落合字松葉については「農用区域域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当し、大字落合字松葉の一方の農地については、「水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地からおおむね500メートル

以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する」と判断でき、第3種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、造成費に対し、すべて自己資金にて対応することの関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただきました大久保博司委員何かございますか。

10番

古谷英紀推進委員の説明とおりで。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号

5-2について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の大野忠司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推2番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、4月21日に柏崎光一委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は大字赤沢字日影東地内にございます。

農地の現状は、作付けはされておりません。隣接農地にも日照などの影響もないと思われ特に問題ないと思います。

周辺農地への影響ですが、特段の問題はないと考えます。

現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、大野忠司推進委員の説明のとおりです。

申請人は、現在所沢市に住んでおり、貸渡人である妻と共有名義の建物にて暮らしております。

申請人は、貸渡人が所有する農地の管理、また、親戚が住む住宅と行き来ができる移住先を検討したところ、当申請地に一般個人住宅を建設するために申請をされたものです。

申請年月日は、令和3年4月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して建築費、諸経費に対し、すべて自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただきました柏崎光一委員何かございますか。

6番

大野忠司推進委員の説明とおりで。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の古谷英紀推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推5番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、4月21日に大久保博司委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は大字前ヶ貫字ヤワタ地内でございます。

農地の現状は、申請人の駐車場敷地に囲まれた場所にあります。

周辺農地への影響ですが、譲受人の事業敷地のため、特段の問題はない

議長

と考えます。

現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。

説明は以上です。

事務局

事務局から補足説明をお願いいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、古谷英紀推進委員の説明のとおりです。

申請人は、大字前ヶ貫地内にある宗教法人です。

例年開催される春彼岸、7月、8月の法要として開催される大施食会の際、駐車スペースが足りず、通路を塞ぐ駐車もやむを得ない状況となっております。

このような課題を解決するため、申請地を既存敷地の拡張することを目的として、申請をされるものです。

申請年月日は、令和3年4月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、造成費、諸費用に対し、自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長	同行して調査していただきました大久保博司委員何かございますか。
10番	同行して調査しましたが、古谷英紀推進委員の説明とおりです。
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推1番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、4月23日に吉田勝紀委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は大字上畑字中堂地内でございます。</p> <p>農地の現況ですが、適切に保全管理されております。</p> <p>周囲の状況ですが、南側には県道があり、西側も道路に面しているため、周辺農地への影響は特段ないものと考えます。</p> <p>以上のことから、現地調査を行ったところでは、この農地転用については、特段問題ないと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。  
現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。  
申請人は、現在市内美杉台地区の賃貸住宅にて妻と2人で生活しております。

かねてより自然豊かな場所での生活を希望して、転居先を検討していたところ、飯能市で取り組んでいる飯能住まい制度に共感を受け、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。

申請年月日は、令和3年4月5日、同日農業委員会受付となっております。  
次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、造成費、建築費に対し、すべて融資にて対応することの関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。  
補足説明は以上です。

同行して調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整

議長

議長

理番号5-4について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

**【全員挙手】**

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の保谷剛正推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推6番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について、4月22日に小谷野伸一委員、河野和昭推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は大字芦荻場字張摩久保地内でございます。

農地の現況ですが、適切に保全管理されております。

周囲の状況ですが、南側には市道があり、東側は譲受人の土地であるため、周辺農地への影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、この農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、保谷剛正推進委員の説明のとおりです。

申請人は大字芦荻場地内にある加工・販売業を営む法人です。

申請者は、事業所を作業場及び従業員用の駐車場並びに資材置場として利用していましたが、事業敷地の不足から、作業場及び資材置場としての利用に支障をきたしており、申請地を駐車場敷地として利用したく申請をされたものです。

申請年月日は、令和3年4月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって」、「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地」と判断でき、第1種農地に該当します。第1種農地の不許可の例外として

「特別の立地条件を必要とするもの」のなかで「既存の施設の機能の維持・拡充等のための拡張」で「拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えない」ものであって「既存の施設に隣接する土地」であると判断できます。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、造成費に対し、すべて自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただきました小谷野伸一委員何かございますか。

8番

同行して調査しましたが、保谷剛正推進委員の説明とおりで。

議長

同行して調査していただきました河野和昭推進委員何かございますか。

推4番

同行して調査しましたが、保谷剛正推進委員の説明とおりで。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-7について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の的板徳市推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推8番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-7について、4月20日に大河原佐智子委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は大字大河原字堂平地内でございます。

農地の現況ですが、適切に保全管理されております。

周囲の状況ですが、南側には市道があり、西側も道路に面しているため、周辺農地への影響は特段ないものと考えます。

現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-7について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、的板徳市推進委員の説明のとおりです。

申請人は、実家にて妻と子供、両親の7名で生活しています。

申請者は、現在両親と同居している住宅が手狭で不便であるため、実家と行き来ができる移住先を検討したところ、土地所有者の了承が得られたことから、申請をされたものです。

申請年月日は、令和3年4月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

農地区分は、「水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する」と判断でき、第3種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して建築費

に対し、すべて融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことではないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。  
補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただきました大河原佐智子委員何かございますか。

7番

同行して調査しましたが、的板徳市推進委員の説明とおりで。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-7について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-7について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第3号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

事務局

**【議案書読み上げ】**

なお、詳細は担当から説明いたします。

それでは、議案第3号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。

整理番号1番の方は、利用権の設定の更新になります。

経営作物は、水稻です。

整理番号2番の方は、利用権の設定の更新になります。

経営作物は主に多品目の固定種などの露地野菜を作付けしております。

販路としては、主に個人宅への販売や市内のお店、飲食店への卸しなどです。

整理番号3番の方は、新規での利用権の設定になります。

経営作物は、主にじゃがいもなどの露地野菜を作付けしております。

販路としては、飲食店への卸しなどです。

整理番号4番の方は、3筆が新規での利用権設定で1筆が利用権の設定の更新になります。

経営作物は、主に枝豆やブロッコリー等の露地野菜になります。

販路としては、スーパーへの出荷などです。

整理番号5番の方は、利用権の設定の更新になります。

経営作物は主に水稻、大豆、麦などを作付けしております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、全員の方が適合するものと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不承認に該当するものではありません。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

**【なしの声あり】**

議長

無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。

**【全員挙手】**

議長

全員賛成でございますので、承認することといたします。

続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出及び、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。

**【なしの声あり】**

議長

なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。  
事務局より説明をお願いいたします。

**【付議案件4「その他」に記載】**

議長

以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局

閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。

会長職務代理

以上をもちまして、令和3年4月飯能市農業委員会総会を閉会します。